

基準 2 3 動力消防ポンプ設備の設置および維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 水源は、基準 1 3、第 1、第 2 項第 1 号および第 2 号アならびに基準 3 1、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 水源の有効水量は、地盤面からの高さが 4.5 m 以内の部分とすること。
 - (2) 吸管投入口（池等を水源とする場合は、その周囲で接岸できる部分）の付近は、動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車および可搬消防ポンプをいう。以下この基準において同じ。）が容易に接近でき、かつ、操作できる空間を有すること。
- 2 動力消防ポンプは、次によること。
 - (1) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車または自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに 1 以上設置すること。
 - (2) 動力消防ポンプの設置場所は、雨水等の影響を受けるおそれのない場所とし、かつ、水源へ搬送するのに障害がない場所とすること。
 - (3) 動力消防ポンプの設置場所には、その旨を表示した標識を設けること（建物等に格納する場合には、出入口の扉。）。
 - (4) 動力消防ポンプに使用する吸管およびホース等は、次によること。
 - ア 吸管は、前項の水源の水量が有効に吸水できる長さとする。
 - イ ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。
- 3 動力消防ポンプを設置する防火対象物は、その設置数に応じ、動力消防ポンプを使用するのに必要な知識および技能のある人員等を常時確保できるように、人員整備を図るよう指導すること。

この場合において、必要な知識および技能を身につけるため、従業者等に対し定期的に操作方法を教育するよう指導すること。◇